

新潟市自転車再生利用実施要領細目

平成12年10月1日

1 一般販売のための譲与

(目的)

再生自転車を市民に低廉な価格で利用してもらうことで、自転車の適正利用のための市民意識の高揚と資源の有効利用を図る。

(譲与の相手方)

譲与を受けた自転車を安全かつ適正な利用ができる状態に再生できるもので、市長が適当と認めた団体。

(譲与の条件)

(1) 譲与を受けた自転車を安全かつ適正に整備を行うこと。

(2) 再生した自転車を1台につき10,000円を上限に適正かつ低廉な価格で販売すること。

(覚書の締結)

新潟市と譲与を受ける団体とは、自転車の再生利用の実施に関し、覚書を締結するものとする。

2 留学生のための譲与

(目的)

再生自転車を市内在住の留学生の通学、買い物など日常生活に利用してもらうことで、国際相互理解の増進と国際友好親善の促進を図る。

(譲与の相手方)

財団法人新潟市国際交流協会

(譲与の条件)

(1) 譲与を受けた自転車を各大学、専修学校を通じ、必要としている市内在住の留学生へ無償で貸与すること。

(2) 貸与者の名簿その他譲与を受けた自転車の貸出状況がわかる書類を、新潟市に提出すること

。